

## 複合国家論の射程

～ 近世北西ドイツ・ニーダーライン地方の事例～ (1)

Composite States in Early Modern Lower Rheinland

望月 秀人

Hideto MOCHIZUKI

### はじめに — 複合国家論に関する予備的考察

もともと 16 世紀北西ドイツへのネーデルランド人宗教難民の流入と、それによる経済的・宗教的変動に関する研究を行っていた私が、複合国家論の研究に足を踏み入れることになったきっかけは、2017 年 1 月のイギリス複合国家論シンポジウムにおいて、オランダに関するコメントを依頼されたことであった。この際のコメントについては、近刊『複合国家論の可能性』において公刊される予定であり<sup>1</sup>、そこでも触れたことであるが、私を最も悩ませたのは、この複合国家論がアンジュー帝国のような封建国家や、近世の社団国家とどのように異なる概念であるのかという問題であった。今回、オランダではなく北西ドイツ側の複合国家的秩序を論じるにあたり、私がまずこの概念について整理しようと考えたのは、以上のような理由による。そのため、本論では主に近年の我が国における複合国家論研究の進展と課題とを概観し、その上で次章以降の実証研究のための方法論的考察をしたい。

まず、このテーマを考える上で重要な論文は、ケーニヒスパーガ、エリオット、グスタフソンの論文であるから<sup>2</sup>、これらを検討した後に、近年の日本での研究動向を紹介したい。以下、敬称は省略する。

---

1 岩井淳・竹澤祐丈『複合国家論の可能性』（ミネルヴァ書房、2018 年刊行予定）。ここに掲載予定の筆者のコメント「複合国家論の射程 — 近世の神聖ローマ帝国とオランダとの関係 —」は 2018 年 2 月 1 日時点で脱稿しているが、その後刊行は先延ばしとなって現在に至っている。

2 これらの代表的な論文は、近藤和彦・古谷大輔編『礫岩のようなヨーロッパ』（山川出版社、2016 年）において訳出されている。

## 第一節 複合国家という視点の登場

ヘルムート・G. ケーニヒスパーガは近世ヨーロッパの君主政の二つの共通条件として、そのほとんどが単一国家や国民国家というよりは、むしろ複合的 (composite) 国家であること、ほぼすべてが代表議会をもつことを挙げている<sup>3</sup>。すなわち、「君主は、地方を次々に、あるいは王国 (kingdom) を次々に彼の支配域 (realm) に追加してゆき、その一つ一つをそれぞれ独自の君主として、異なる法のもと、多様な権力をもって支配することができ」、それに「みごとに適合した」のが、支配者が臣民の合意を必要とし、そのような合意が通常、代表議会によって与えられるような「政治共同体と王による統治」=身分制国家・混合王政・制限王政であったというのである<sup>4</sup>。そしてこのような諸地域の代表議会が当該地域を超えて、全国議会<sup>5</sup>として開催されるような場合、そのイニシアティブが地域側からなされたのか、王権側からなされたのかについて多様な事例を挙げながら、彼はその理由についての考察を進めている。王権側にとっても地域の諸身分側<sup>6</sup>にとっても、こうした統合は文脈次第で有利にも不利にもなり得たのである。やがて、「17世紀と18世紀において、「政治共同体と王による統治」から、絶対王政 (18世紀版「王による統治」) か「議会による統治」のどちらかへの回帰を思想的に受入れ可能にしたのは、ヨーロッパ中に広まったボダンの主権理論の勝利の行進である」<sup>7</sup>。こうした主権概念の下で、かえって絶対主義的な「議会による統治」<sup>8</sup>が登場すると彼は言うのである。

ジョン・H. エリオットは、「近年、抑圧されていた少数民族が再浮上して権利を主張するなか、ヨーロッパで連邦的または連合的なあり方が注目されている」こととも相まって、ケーニヒスパーガの「複合国家」論が注目されているとし、後代の統一的な国民国家を宿命的な終着点と見なすことに警鐘を鳴らす<sup>9</sup>。中近世においては新領土追求のため、「ヨーロッパに深く根づいていた家

3 H. G. Koenigsberger, *Composite states, representative institutions and the American Revolution*, *Historical Research*, vol. 62. No. 148 (1989), pp. 135-153 邦訳 H. G. ケーニヒスパーガ (後藤はる美訳) 「複合国家・代表議会・アメリカ革命」(前掲『礫岩のようなヨーロッパ』第1章, 026~054頁), 026頁。

4 同上書, 027頁。

5 全国議会は地方議会などの複合君主政の従来の重層構造を温存しながら招集される全体集会であり、市民革命以後の画一的に統合された議会とは異なる(同上書, 053頁註v)。また、国家(君主国)全体を包括する「全国議会」が存在するような例は、近世にはほぼ存在しない(085頁)。

6 この代表議会に代表されている諸身分を、彼は「政治的国民」と呼んでいる(同上書, 045頁)。身分制度から解放された近代の広範な国民とは異なる、前近代の特権的身分である。

7 同上書, 045頁。

8 同上書, 048頁。いうまでもなく、ここには近代批判的の含意があると思われる。なお、近代批判とは近代の再検証の意味であり、近代否定の意味ではない。

9 J. H. Elliott, *A Europe of composite monarchies, Past & Present*, no. 137 (November 1992), pp. 48-71. 邦訳 J. H. エリオット (内村俊太訳) 「複合君主政のヨーロッパ」(前掲『礫岩のようなヨーロッパ』第2章, 055~078頁) は、この論考をもとに、2009年の補筆版をも参考にして訳出されている。本文の引用は邦訳057~058頁より採った。

門と家産についての意識から生まれた王朝の野心によって、統一への傾向は妨げられ、17世紀スペインの法学者ファン・デ・ソロルサノ・イ・ペレイラの言葉によれば、「従属的な」合同のみならず、「等しく重要なもの同士」「対等な」合同が広範にみられた<sup>10</sup>。「対等な」合同により慣習法と制度、したがって身分制議会も存続が保証された場合、国際的な王朝ゲームによる領地の帰属替えを住民が受け入れやすくなった<sup>11</sup>。他方、新領土の統合のためには、軍隊の駐留や宗教の統合、あるいは政府の高いレベルでの新組織の設置、パトロネジを通じた在地エリートの忠誠確保が必要であった<sup>12</sup>。合同による広域共同体への忠誠よりも、君主への忠誠を生み出す方が容易であり、郷土の共同体——16世紀における祖国（パトリア）——への強い忠誠は、より広域の共同体への忠誠を育むことと必ずしも対立するわけではなかった<sup>13</sup>が、宗教分裂の影響、海外帝国の獲得などに伴う格差、官職の分配や軍事費負担の公正性、国王の不在、外国による介入の危険性は、しばしば対等な合同による複合君主政を危機にさらした<sup>14</sup>。しかし、複合君主政は「著しい柔軟性と生存能力を示し」、1523（カルマル合同解体）～1707年（イングランド・スコットランド合同）の間に、離脱の成功例は3つだけであった<sup>15</sup>。その後、ナショナリズムの高揚が、統一的な国民国家形成と民族的多様性の基礎付けに弾みをつけたものの、多様性と統一性の両立は現在改めて政治的に問題化されつつある<sup>16</sup>と彼は言う。

ハラルド・グスタフソンは、国家形成に関する学説を整理し、原初主義と近代主義を批判して、「中世に発展の足掛かりを得て、近世に決定的な変化を経験し、そしていまなお変化を続けている歴史的な産物」と国家を定義する<sup>17</sup>。その場合、近世国家は諸国家間体系を背景として、ある

10 同上書、058～059頁。「従属的な」合同による現地エリートの疎外は「あまりにも危険」であった（060頁）。

11 同上書、059～060頁。

12 同上書、060頁以降、067頁。

13 同上書、062～063頁。

14 同上書、063頁以降、071～072頁。

15 同上書、072頁。離脱の成功例とはオランダ（1570年代）、スウェーデン（1599年）、ポルトガル（1640年）の離脱である。複合君主政には複数の制約と共に、複数のチャンスも保障されていた（073頁）ことが、こうした離脱例の少なさの背景にある。

16 同上書、074頁。1500年には約500前後の独立した政治単位から成っていたヨーロッパは、1900年には約25か国のヨーロッパに姿を変えていた（055頁）。

17 Harald Gustafsson, *The conglomerate state: A Perspective on state formation in early modern Europe*, *Scandinavian Journal of History*, vol. 23 Issue 3-4 (1998), pp. 189-213. 邦訳ハラルド・グスタフソン（古谷大輔訳）『礫岩のような国家』（前掲『礫岩のようなヨーロッパ』第3章、079～115頁）。引用は079頁。グスタフソンのこの考えは、アントニー・D. スミスに依拠しているようである（108頁）。アントニー・D. スミス（巢山靖司・高城和義訳）『ネイションとエスニシティ——歴史社会学的考察——』（名古屋大学出版会、1999年、原著1986年）は、近代のネーション以前にエトニというある共有された文化（あるいは文化を共有しているという意識）の上に構築されたエスニックな自己意識を想定しており、それが近代に変形されてナショナリズムを構成する要素になったと考えている。このため、彼は近代主義を批判し、要素によりナショナリズムを定義し分類する研究者として知られているが、彼の著書をよく読むと、要素は実在の要素ではなく想像上の要素でもかまわないと見られており（たとえば現実に血統を共有していなくとも、共有していると意識していればよい）、

限定された領域内部で暴力の独占を求め<sup>18</sup>、戦争と戦争への備え（臣民からの資源の搾取、官僚制と地方行政の構築）の中で意図せざる結果として権力を集中させたが、絶対王政に固有の役割はあまりなく、複数の発展経路が見られ（資本集約型、強制集約型、資本に裏付けられた強制集約型）、中世より密接な結びつきをもつモザイクのような自律的領域から構成される国家であったという<sup>19</sup>。彼はケーニヒスパーガやエリオットらの影響を受けつつも、これを「礫岩のような国家」（礫岩国家）と名付ける。近世ヨーロッパにおける国家形成は、おおよそ、ある君主のもとにあった諸領域が行政、司法、立法、経済、文化（宗教、言語など）の各側面において、緩やかに統合の度合いを高め、礫岩から統合へと性格を変化させたプロセスだと説明することができるが、境界が完全に侵食されることはほとんどなかった<sup>20</sup>。こうして彼は、近世北欧の「絶対王政」の統合プロセスとその限界について考察し、「貴族と王権とのあいだの国内における政治抗争に焦点をおく代わりに」、戦争への備え（外交上の圧力）、地域エリートの利害関係、とりわけ国家の中央と地域エリートとのダイナミックな相互作用などを検証すべきだと提唱する<sup>21</sup>。

また近代における変形を重視している点で、実はベネディクト・アンダーソン（白石隆・白石さや訳）『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行——』（書籍工房早山、2007年、原著1983年、増補版1991年）と思いのほか近い立場であることは、注意した方がよい。また、アンダーソン自身、近代ナショナリズムの「無からの創造」を主張しているわけではなく、近代的観点から過去のエスニックな諸要素が適及的に見いだされ、従来とは異なる機能の下に再解釈される側面を論じていると見るべきである（スミスはエトニの想像力の「型」を重視し、アンダーソンは諸要素の「機能」を重視している）。ただし、アンダーソンが近代の出版資本主義による広範な国民の創出を念頭に置いているのに対して、前近代の政治的国民＝特権層のエスニシティを考察する場合には、別のメディアの存在を考える方が適切である。また、アンダーソンが想像の共同体内部の愛情や一体性を強調しがちであるのに対して、サーリンズの「あるアイデンティティはアイデンティティとカウンタ・アイデンティティとが交錯する種々様々な局面の中で構築されるもの」という主張のように、敵（「われわれ」ではない「彼ら」）の存在から多元的なアイデンティティを考える必要もあるだろう。

- 18 近代国家における暴力の独占というヴェーバーの主張は、近世国家においては達成されないものの、そのような志向の存在は確認できる。なお、以前に「自衛隊は国家の暴力装置」という民主党政治家の発言が問題とされた際に、これはレーニンのような過激派の主張だなどという党派的な非難がなされたが、そもそもヴェーバーの上記の学問的主張の中にこうした発想は含まれるわけで、問題はないと見るべきである。公私に氾濫していた暴力（Gewalt）を「合法性」の名のもとに独占する中で、国家の権力（Gewalt）が形成された側面は重要である。
- 19 同上書、079～084頁。中世後期より中央集権化や統合化も進んだ（089頁）が、「それは公領、伯領、都市、領主が統べる地域、諸身分が力をもつ地域のように、小規模な統一体からなるパッチワークであり、それらすべては多かれ少なかれ中央権力とのあいだでそれぞれに異なる関係で結びついていた」（090頁）。
- 20 同上書、093～094頁。
- 21 同上書、103頁。ダイナミックな相互作用を述べる以上、当然その中には政治抗争の側面も一面として入るものと考えべきであり、安易に予定調和的な交渉を想定すべきではない。「君主と議会のあいだの主要な衝突は、議会よりは君主の政治的攻撃にずっと多く起因した」（043頁）とケーニヒスパーガも述べている。そしてグスタフソンは、権力国家、官僚化、中央集権化といった従来からの「有効な概念」も否定しない（110頁）。なお、「絶対主義」の下でも神の法や国家の基本法は守られていたという理由から、権力者の立法行為に枠をはめるという近代立憲主義の意義をあいまいにしようとする動きもあるようだが、近代立憲主義が民主権や人権を前提として、前近代以上に厳格な為政者の制約

以上が代表的な3人の論者の主張であるが、まずケーニヒスパーガの複合国家論は代表議会の持った意義と主権論による転換を強調する。次いで、エリオットの複合君主政論は対等な合同による諸地域の統合と離脱の諸要因を考察し、ナショナリズムによる転換を強調する。最後に、グスタフソンの礫岩国家論は国家論研究を整理し、中央と地域エリートの相互関係、とりわけ後者のアイデンティティに焦点を当てている。彼は1700年頃に統合の画期を見ているようだが、その後も礫岩の政体の持続を主張している<sup>22</sup>。以上から考えるに、複合国家・複合君主政・礫岩国家は多様な自律的諸地域を緩やかに統合する広域的秩序を意味する概念であり、とりわけ地域エリートやその代表議会と中央との権力分有関係をはじめとする多様な政治的・経済的・宗教的・文化的統合の紐帯に焦点を当てる視角で、近代国家批判<sup>23</sup>を念頭においた概念であると言えるようだ。

## 第二節 礫岩国家論・複合国家論をめぐる議論とその課題

近年、日本において「礫岩のような国家」論を推進している論者として、古谷大輔が挙げられる。彼は成瀬治の身分制国家論や二宮宏之の社团的編成論・社会的結合関係（ソシアビリテ）論を継承する形で上記の議論を意義づけ、「ケーニヒスパーガーによる代議制の類型論は、近代国家批判を念頭に置くあまり、その議論の範囲を近代的な領域国家の枠組に従う形で設定している傾向がある」ことや、「君主の権力行使に対して「異議申し立て」という形で自らの権力所有を主張した事例については」「ケーニヒスパーガーが類型化した代議制の外部においても数多く確認できる」ことのゆえにケーニヒスパーガーを批判し、エリオットやグスタフソンに依拠しつつ、「領域性を飛び越えて行動する」人間集団、とりわけ各地の「政治的ネイション」と「さらにその検討の枠を広げて、ある特定の「君主国」の社团的編成から横溢する状況にあった人間集団」に注目する。そして彼らが「戦略的に二枚舌を使い分け」るやり方＝「政治的ネイション」の属性の「根拠」は、それぞれの主張が発せられる状況に応じて戦略的に選択される」ことなどを検出しつつ、「新たな普遍政体の端緒を見いだそうと」試みる<sup>24</sup>。以上のように、彼は政治的ネイション（国民）として、法人格を認められていない集団にも目配りをしようとしており、その点で社团的編成論と一線を画しているようだが<sup>25</sup>、そこまで概念を拡大すべきかどうかについては

---

とともに、個人の思想信条の多様性を保障しようとしていることに注意したい。少なくとも、安倍自公政権による立憲主義の蹂躪や、自民党改憲草案における「個人」から「人」への書き換えは、近代以前への逆戻りであり、厳しく批判されてしかるべきである。

22 同上書、104～106頁。

23 上記注17を参照。

24 古谷大輔「歴史的ヨーロッパにおける「礫岩のような国家」への眼差し」（『歴史評論』No. 787, 2015年11月）、27～37頁。小山哲「複合国家のメンテナンス——17世紀のリトアニア貴族の日記にみるポーランド＝リトアニア合同」（前掲『礫岩のようなヨーロッパ』第7章、172～191頁）は、個人の視点から複合的アイデンティティの使い分けの様相を明らかにしている。

25 同上論文、34頁。

気になるところである<sup>26</sup>。また、「グスタフソンの議論は、中央・地方の様々なレベルで「礫岩」としての構成を強めるような政治機構の存在を確認し、中世の封建的な政治編成とは異なる政治的・社会的な凝集性を指摘している点で特徴的ある」<sup>27</sup> という点も確認しておきたい。

このような社团的編成論との異同、時代区分論に関しては、彼と佐々木真の共同論文<sup>28</sup>の中でより明確になる。まず、二宮宏之の社团的編成論をいかに批判的に継承するかについてのシンポジウム報告の中で、近世国家における合意調達システムの在り方と同時に、民衆運動による構造変化や、政治的交渉による国家構造の解体・変質の契機にも注目すべきことが主張されている。また、社団性は19世紀まで続くが近世固有のものか、あるいは近代の一構成要素か（市民的公共圏を崩壊させる危険も内包する）、主権（社団を操作しうる権力）と社団との関係はいかなるものか、などの論点が、時代区分との関係で提示されている<sup>29</sup>。

以上のような問題関心の多くと通底するものとして、次に「礫岩のような国家」論が提示される。それは、国民国家をはじめとする近代的な価値と、「国民国家の正統化を目的に「体制化」されてきた近代歴史学」の客観性が批判される中で生み出された議論<sup>30</sup>であり、中世王国論と近

26 もしそれらの集団が「将来の社団候補」以外をも指し示すのであれば、私はむしろ板垣雄三や小谷汪之らのn地域論＝地域社会論の形で論じた方が、結びつける紐帯と切られる紐帯の双方に目配りできて、適切であるようにも思う。拙稿「一都市の事例を通じて西洋史通史を講義する試みについて——パリ史の事例から——（後編）」（『現代と文化——日本福祉大学研究紀要』第136号、2017年9月、127～152頁）134頁、145頁註26参照。私はここで、板垣雄三「民族と民主主義」（歴史学研究会編『歴史における民族と民主主義——1973年度歴史学研究会大会報告——（歴史学研究別冊編集、1973年11月）』2～8頁）、小谷汪之「「地域」論の再検討——実体概念・操作概念・主体概念——」（『歴史評論』No. 587、1999年3月号、69～77頁）などの論考を念頭においている。前者の討論要旨（18～22頁）において板垣は、「おそらくn地域とはいろんなとり方が無限に可能と思われる。このn地域のとり方をめぐって実はそのn地域をどうとるかということが、政治的・社会的に争われているようなn地域を考えている」（21頁）と述べている。

27 古谷前掲論文、35～36頁。「中世の封建的な政治編成とは異なる政治的・社会的な凝集性」の指摘において、グスタフソンの議論はケーニヒスパーガやエリオットの議論とは異なる（次注佐々木・古谷共同論文、66頁）。

28 佐々木真・古谷大輔「近世史研究の現在と「礫岩のような国家」への眼差し」（『西洋史学』No. 257（2015年）、58～68頁）。

29 同上論文、58～61頁。そのほか、概念史との接合の必要、二宮の研究における宗教的側面や東欧近世共和主義的国制の軽視が議題とされている。なお、仲松優子「二宮史学の批判的継承に向けて——戦後歴史学・政治文化論・ジェンダー——」（『歴史学研究』第931号、2015年5月、20～28頁）は、統治されるもの、とりわけ統治からはみ出していくもの、あるいはイメージの受け手への視点が二宮に乏しいことを批判し、「社会経済的側面を切り離し、政治の独自の力や動きを強調する段階は終わったのではないだろうか」と述べている（支配と被支配の関係、暴力をともなう権力への再注目）。また、「二宮が用いている「政治」が、ソシアビリテという人々の日常的営みの外部にあるものとして、想定されている」ため、「二宮のソシアビリテ論では、共同性が重視され、社会的紐帯に織り込まれている権力関係はほとんど問題とされていない。そのためか、ジェンダーの視点も乏しい」という（政治文化の主体の明示、政治文化の多元性と相克、社会集団の共同性内部に存在する軋轢や矛盾への注目）。最後に、植民地への視野も含めるべきことが補足されている。

30 前掲佐々木・古谷共同論文、61頁。このように歴史学の「体制的」側面が批判されている現状では、

代国家論の分断を乗り越えようとするものである。そして、「「ホブズ的秩序」問題に対応したダイナミックな変質の過程のなかに、生得的な共同体感覚を越えた政体のデザインを看取することにまで目を配りながら、長期的な展望に立った歴史的ヨーロッパにおける政治編成の特徴を俯瞰しようとする点で、これまでの研究史上の議論とは一線を画するものである」という。すなわち、「礫岩のような国家」論は、「中世以来の系譜をもった生得的な共同体感覚に基づく権力の分有状態から出発するものの、戦争や内乱などを舞台に行われた君主と諸々の地域政体との接合関係をめぐる交渉のなかで双方が示したガバナンス戦略のなかから、生得的な共同体感覚を越えた政体のデザインの端緒を確認しようとする」ものである<sup>31</sup>。

複合国家論と社团的編成論の異同については、内村俊太による理論的整理も重要である。彼はエリオットの複合君主政論を、ダイナスティシズムとパトリオティズムとの摩擦の中での君主による統治技法——統合戦略からパッチワーク戦略に至る王権と特権身分層との「同盟」や「交渉」の在り方——をも問題化するものとしてとらえ、王権による「統御」の側面の強い社团的編成論<sup>32</sup>と対比している。その上で、近世フランスではプロヴァンス伯領とナヴァール王国を除けばほかの領土は「政治的な実態はともかく、少なくとも理念上はフランス王の上級命令権が及ぶ諸侯国であった」こと、全国三部会と高等法院も統一性へのベクトルを表すことが指摘される一方、近世スペイン（君主国＝モナルキア）はあくまでも個別に君主に服属する諸王国（レイノー）の寄せ集めであり、連合王国（コロナ）単位での統合は存在しても、君主国全体を統合する機関を欠いていたという<sup>33</sup>。このように、社团的編成論とは異なり、複合国家論はたぶん国家的枠組自体の可塑性を問題とするものと考えられる。

他方、古谷と共に礫岩国家論を推進している近藤和彦は、主権国家システム形成に伴う「キリスト教的/中世の世界（*respublica Chrisutiana*）の液状化にともない、近世にはナショナルな

---

戦後平和主義からの脱却を訴える（43～46頁等）鈴木直志のように、戦後歴史学が国家の公共性を否定してきたかのような主張の問題性は明らかである（鈴木直志『広義の軍事史と近代ドイツ 集権的アリストクラシー・近代転換期』彩流社、2014年、335、311頁）。彼が注で引く Johann Christoph Adelung の Grammatisch-kritisches Wörterbuch der hoch deutschen Mundert, 1798 の Patriot の項では、たしかに「最狭義では、自身の最善を犠牲にしても公共善を奨励し、公共の福祉を自身の幸福より優先する人」とあるが、その後に「より広義には、この語はしばしば非常に悪用されており、そこでは祖国ないし居住地について党派のないし付随的な状況に基づく愛を向ける人、および党派的な愛を概して口先で述べる人、あるいは自身の利益を公共善のうわべの下で求める人を Patrioten と呼んでいる」と書かれており、グリムの辞典にも18世紀の同様の用例が見られる。戦後日本でも、「国家は本来公共であるべきものだが、実際には党派利害に左右されている」と考える人は多いと思われるが、これはまさしくアーデルングの二つの語義に対応しているといえる。

31 前掲佐々木・古谷共同論文、63～64頁。本論文では古谷の前掲論文と共通の記述が多くあるが、その部分は省略する。

32 注50で社团的編成論をベースにしながらも、王権の志向から「絶対王政」の語の一定の正当性を指摘する主張について触れるが、複合国家論と社团国家論を比較した場合には、後者における統合志向が際立つようである。

33 内村俊太「複合君主政論の射程——近世王権と政治社会の関係をてがかりとして——」（立石博高編著『スペイン帝国と複合君主政』昭和堂、2018年、15～48頁）。

要素とコスモポリタンな要素が同時展開していた<sup>34</sup>として、「一定の広がりをもつ集団・共同体が（可変的な）政治的磁力のはたらく場（field-of-force）でおびる磁氣的編成，一定の情況（contingency）のなかでの統合力ないし解放力を，ダイナミックに考察」する「政治社会」という視点を以て<sup>35</sup>「全国一様均質の国民国家，中央集権のデモクラシーへの信仰に近い信念」<sup>36</sup>を批判するために，また現在のEUを理解するためにも，礫岩政体が近世ヨーロッパの常態であったことを強調している．そのさい彼は，「君主制の王国，公国にかぎらず共和国もあったので」複合君主制よりも複合国家と呼んだほうがよく，「今日の国際複合企業のように，非均質で多様で可塑性の連結体という点に注目」する点で「礫岩のような国家/状態」と表現する方がよく，「複合国家としての統治の実態」の有無を問題にする点で国家よりも柔軟に「礫岩政体」と言う方がよいと説く<sup>37</sup>．また彼は，多様な政体を一身において統一し中近世において公共性を代表具現する君主を重視し（「宗派をこえて普遍性を主張するためには，神との直結（神授王権）をとらえ，かつ多様性を許容するほかない」），こうした点から「普遍君主」との関係指摘し<sup>38</sup>，とりわけその君主称号に注目している<sup>39</sup>．国際的契機や国家概念の問い直しという点の重要性は確認しておきたい．

このほか，複合国家研究を主導する研究者としては，イギリス（ブリテン）史の岩井淳<sup>40</sup>や後藤はる美<sup>41</sup>，ハプスブルク史の大津留厚<sup>42</sup>，スペイン史の立石博高<sup>43</sup>，ポーランド・リトアニア史

34 近藤和彦「礫岩政体と普遍君主：覚書」（『立正史学』第113号，2013年），25～41頁，引用は25頁．

35 同上論文，27頁．

36 同上論文，29頁．

37 同上論文，31～32頁．近藤が名誉革命体制をイギリスとオランダの「同君連合」ではないと強調するのはこの理由によるが，別稿で述べた通り，私は事実上同君連合に近いものと見てよいと思っている．なお，この文章からも分かる通り，礫岩という訳では国際複合企業との言語上の連関も見えづらい．

38 同上論文，33頁．佐々木真も図像資料を用いて，フランス国王の普遍君主への志向を明らかにしている．岩井淳「『ブリテン帝国』の成立——16～17世紀の帝国概念と古代ローマ——」（『歴史学研究』No. 776，2003年6月，19～30頁）や註40に挙げるアーミティージ著書40～49頁におけるインペリウム概念の考察も参照されたい．

39 近藤和彦「ぜめし帝王・あんじ・源家康 1613年の日英交渉」（近藤和彦編『ヨーロッパ史講義』山川出版社，2015年，090～106頁）はこの君主称号に注目して，1613年の日英交渉における両国と通訳三浦按針の間の見解の齟齬を論じたものであり，歴史総合の観点からも興味深い．

40 岩井淳『ピューリタン革命と複合国家』（山川出版社世界史リブレット，2010年）；同『17世紀ブリテンの複合国家と他者認識——ウェールズとアイルランドの場合——』（『歴史学研究』第885号，2011年10月増刊号，175～184頁，討論要旨は184～189頁）；同編『複合国家イギリスの宗教と社会』（ミネルヴァ書房，2012年）．デイヴィッド・アーミティージ（平田雅博・岩井淳・大西晴樹・井藤早織訳）『帝国の誕生——ブリテン帝国のイデオロギー的起源』（日本経済評論社，2005年，原著2000年）も参照．アーミティージは複合君主国・多元的王国の帝國的な性質を指摘しつつ（24～26頁），16～17世紀におけるプロテスタンティズム19～30頁）における，海上帝国（支配・領有権），古典的自由との折り合い等を柱とするブリテン帝国の形成過程を跡付けている．

41 後藤はる美「『考えられぬこと』が起きたとき——ステュアート朝三王国とイギリス革命」（前掲『ヨーロッパ史講義』107～125頁）；同『ヨーロッパの中の礫岩——17世紀イングランド・スコットランドの法の合同論』（前掲『礫岩のようなヨーロッパ』158～171頁）．なお，後藤は富田理恵と共に，『思

の小山哲<sup>44</sup>らが挙げられる。岩井・大津留らの複合国家研究には、「礫岩のような国家」派から「単に国家を割っただけの議論だ」という批判がなされたが、そもそも複合国家論の側も近代国家の批判的検証という問題関心は共有しているものであり、分析の道具でしかない概念に最初からあまり理論的負荷をかけずに、実証研究を進める中で理論化を進めていけばよいと考えているだけにすぎない。その結果として、従来の研究に新たな視座を提示できるのであれば、それでもよいのではないか。実際に岩井はイングランドからスコットランド、ウェールズ、アイルランド、アメリカ植民地への作用・反作用、後者の間の相互作用といった複雑な関係を提示しているし、大津留も近代国家への転換に際しての複合国家の長期的影響を実証している。そして「礫岩のような国家」派の側も、旧来の研究を批判する以上の説得的な将来像を現在描きだせているわけではない。

それよりもむしろ私が気になるのは、政治的スタンスの問題<sup>45</sup>である。むしろ、近代的価値<sup>46</sup>

想』第964号(2004年8月号)でジョン・モリルの論文を邦訳している(ジョン・モリル(後藤はる美訳)「ブリテンの複合君主制 1500-1700年」『思想』第964号,2004年8月号,76~92頁)。モリルは「ブリテンの複合君主制」が「近世の産物」であるとし、「その創造のきわめて偶発的な性格と、その根の予期せざる強靱さ」に注目し(77頁)、むしろ「王朝コングロマリット」(84頁)の用語を提案している。彼は議会や宮廷・法制度による統合、宗教的統合、経済的利害に基づく統合などの王権の統合戦略を挙げつつ、当該時期の王権の政策の主要な推進力をパッチワーク戦略に求めている(85頁)。

- 42 大津留厚・水野博子・河野淳・岩崎周一編『ハプスブルク史研究入門——歴史のラビリンスへの招待——』(昭和堂,2013年)。岩崎周一『ハプスブルク帝国』(講談社現代新書,2017年)も、コンパクトな叙述の中で、こうした視点によく目配りしている。
- 43 前掲石博高編著『スペイン帝国と複合君主政』(昭和堂,2018年)。なお、中本香も「スペイン継承戦争における複合君主政——大きな政体・小さな政体」を前掲『礫岩のようなヨーロッパ』192~209頁に寄稿している。
- 44 小山哲は「近世ヨーロッパの複合国家 ポーランド・リトアニアから考える」(近藤和彦編『ヨーロッパ史講義』山川出版社,2015年,074~089頁)でポーランド・リトアニア複合国家の中近世史を記憶の問題と共に概説的に扱う一方、前掲「複合国家のメンテナンス——17世紀のリトアニア貴族の日記にみるポーランド=リトアニア合同」において個人の視点から見た複合国家のありようを論じており、共に読み合せると興味深い。なお、加藤玄も「国王と諸侯——14世紀ガスコーニュに生きたガストン・フェビュスの生涯から」(前掲『ヨーロッパ史講義』055~073頁)で、「英仏両王家の圧力に対し、自領の独立を維持しようとした諸侯の生残り戦略」を明らかにしている。
- 45 過剰な政治忌避は自身の政治性についての無自覚さにより、かえって状況次第では過剰な党派性につながりかねない。自身の政治性の自覚、事実と当為の区別(たとえば、差別は良くないという当為と、差別はなくすることが難しいという事実は、差別の被害を極小化するために差別の実態を研究しようとする学問的営みにおいて、適切な形で両立しうる)は政治性と学問との適切な関係を考える際に有益であるし、学問の「客観性」の再検証のためにも適切であろう。
- 46 近代批判には、反近代(近代否定)、超近代、ポストモダニズム、再帰的近代化など多様なものがあり、私は近代の批判的継承としての後二者を支持している。拙稿「一都市の事例を通じて西洋史通史を講義する試みについて——バリ史の事例から——(後編)」(『現代と文化——日本福祉大学研究紀要』第136号,2017年9月,127~152頁),136~137頁参照。なお、この拙稿ではリン・ハント(長谷川貴彦訳)『グローバル時代の歴史学』(岩波書店,2016年,原著2014年)などを活用して、より再帰的近代化について詳しく述べるべきであったし、134頁5行目の「環境管理権力」は「規律訓練型権力」の誤記である(前者は個人の内面には踏み込まない)。

や近代国家の再検討という問題関心そのものについては、私にも異存はない。2017年1月のシンポジウムでは、大津留が広義の(たぶん非軍事的側面も含めた)安全保障を構想する上で複合国家論は重要である旨の意義づけを行っており、ヨーロッパの統合原理である補完性原理について関心を持ち続けてきた私自身<sup>47</sup>としても、それに異存はない。ただし、エリオットも複合国家への外国による介入の危険性を挙げていた<sup>48</sup>が、そもそも戦前日本の中国侵略が中国の複合国家的秩序を利用して行われ、正当化されていることを考えても、現在の日本で複合国家論を論じる際には、このような主張に利用されないための、一定の政治的意味付けは必要になるものと思われる。この点では、近藤和彦が二宮宏之のマルクス主義的側面をにおわせつつ、大塚史学が「護教論者の集団と化した」ことと関連づけて、「その後の二宮の文化史的な内向の磁力が、追隨する若手研究者におよぼす抑制的影響力をわたしは懸念している」などとその「抑止力」を強調していること<sup>49</sup>、「絶対王政」は実際には「絶対的専制」ではなく、「人を混乱に導くだけの用語」で、このような「攻撃的な言説」を今日の研究者が使い続ける必要はないとして、従来の歴史像を厳しく非難している点<sup>50</sup>、礪岩を「君が代」のさざれ石とわざわざ関連付けて繰り返し論じて

- 
- 47 拙稿「現代社会と歴史学——末川報告へのコメント——」(『歴史の理論と教育』第113号, 2003年3月5日号, 21~29頁)では補完性原理という言葉こそ使わなかったが、事実上それに近いものを念頭においてまとめたつもりであるし、拙稿「16世紀後半北西ドイツ都市におけるカルヴァン派亡命者のネットワーク——ヴェーゼル市の長老会の事例——」(『日本福祉大学経済論集』第34号, 2007年3月, 145~167頁)や「近世都市における宗派意識の形成——16世紀後半ヴェーゼル市の事例——」(『歴史学研究』第846号, 2008年10月号, 163~172頁)では改革派ネーデルランド系宗教難民による下からの教会会議形成について論じた。前掲の拙稿「一都市の事例を通じて西洋史通史を講義する試みについて——パリ史の事例から——(後編)」で、私が地域のまちおこしへの関心を表明したり、その150頁註43で柄谷行人『可能なるコミュニズム』(太田出版, 1999年)について一定の評価を行ったりしたことも、この点と関わっている。
- 48 西山曉義「「アルガス・ロレーヌ人」とは何か——独仏国境地域における国籍」(前掲『ヨーロッパ史講義』185~204頁)は、独仏二大国により翻弄される国境地域の事例から、ドイツの血統主義対フランスの出生地主義という対比を再検討し、排除の論理の類似性を提起している。
- 49 前掲「礪岩政体と普遍君主: 覚書」36~37頁。この部分を読む限り、研究者への二宮の呪縛や抑止力を警戒するのであれば、今は亡き二宮を非難することよりも(注37での近藤の弁明は自明のことを強調しているだけに、言い訳めている)、今や大御所となった近藤自身が、若手に同様の呪縛を課していないかどうかの検討の方が必要になろう。なお、私自身は見ての通り、誰かの理論的呪縛などは全く気にしないが、一般向けの教育的配慮として(私の学生には、高校世界史の基礎知識すら怪しい学生が多い)、安易な通説の罵倒や概念のこねくり回しより、通説や旧来の概念を——批判的にではあれ——活かす方向を考えていきたいと思っている。
- 50 近藤和彦「礪岩のような近世ヨーロッパの秩序問題」(前掲『礪岩のようなヨーロッパ』序章, 003~024頁), 011頁。困ったことに近年、絶対王政概念はコミンテルン起源だなどとことさらに主張する人間もいるが、ここでアンシャン・レジームの貴族も挙げられているように、絶対王政という用語はマルクス主義以前からの用語である。「絶対王政」はもともと「君主は法の拘束から解放されている」という法諺に由来する表現であり、柴田三千雄によれば、「専制」とは異なる概念だが、実際にはしばしば「専制」と区別がつかない状況もあったという(柴田三千雄『フランス史10講』岩波新書, 2006年, 91頁。拙稿「一都市の事例を通じて西洋史通史を講義する試みについて——パリ史の事例から——(前編)」『現代と文化——日本福祉大学研究紀要』第134号, 2016年9月, 61~95頁, 79頁註40)。また、高澤紀恵は君主の「絶対性への志向」から、絶対王政概念の有効性を述べている

いる点<sup>51</sup>などは、2017年1月のシンポジウムでの彼の発言とも相まって、気になる点である。現在の日本の西洋史学界で、露骨なマルクス主義的発想などは殆ど見られないし、社団的編成論も十分市民権を得ているような状況で、このような指摘が必要であるとは、私には思えない。近年、政治の私物化が著しい自公政権下での事実上の公権力不在状況と、政治概念の貧困化の中で、「現実からきれいごとを差し引けば現実的になる<sup>52</sup>」、「自分たちと同じくらいマルクス主義を非難しなければ、隠れマルクス主義者だ」、「非政治的であれば中立的・学問的である」などと言わんばかりの安易な論調もしばしば散見される中、「健全な政治性の自覚化」は研究者にとっても急務であるように思われる。

いずれにせよ、本稿で扱うのは多様な自律的諸地域を緩やかにかつさまざまなレベルで統合し、しばしばその境界が可塑的であるようなヨーロッパ近世の広域的秩序であり、とりわけ地域エリートやその代表議会と中央との権力分有関係等の、多様な政治的・経済的・宗教的・文化的統合の紐帯の在り方とその強弱が、君主の視点からにせよ、諸身分の視点からにせよ、検討対象となる。その秩序の呼称としては、礫岩政体のような意思のないお堅いイメージの、しかも理論的負荷のかかった用語より、複合国家のような平易で理論的負荷の少ない用語の方が当座は適切であろう。また、国家概念の問い直しの意味では複合政体あるいは複合的編成の方が適切かもしれないが、あくまでも国家的な権力体に焦点を合わせる意味で、当座は複合国家論の用語を選択したい。

---

(高澤紀恵「絶対主義は神話か」谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史』ミネルヴァ書房、2006年、40～41頁)。共に社団的編成論をベースにしたうえで、絶対王政論にも一定の意義を認める主張であるが、近藤にはそうした区別はないらしい。なお、絶対王政といえども王国基本法や慣習法、神の法には拘束されるとされるが、「法の拘束から解放されている」とは、常に法を破っているということではなく、必要ときに法の拘束を踏み破ろうとする志向や、法の制定に果たす王の役割、社団特権を誰にどの程度与えるかの判断が国王にゆだねられていることなどを示す概念と考えられる。いずれにせよ、現在の近世史研究者は私も含めて社団的秩序論をベースに考えていると思われるが、だからといって言葉狩りのように絶対王政概念を敵視する必要もないし、研究者が象牙の塔だけではなく、歴史教育に及ぼす影響も考えれば、「ヴェルサイユ宮殿は社団国家ないしは礫岩国家の宮殿で……」などという発言の通りの悪さを考えても、絶対王政という用語に一定の配慮をする必要はあると思われる。また、マルクス主義絶対王政論におけるブルジョワの役割や常備軍・官僚制の役割に関する議論は、いまや財政軍事国家論のような形で発展的に論じられている以上、今更過去の研究の欠点をあげつらうより、史学史上の意義づけの中で相応の敬意を払う方が適切であろう。

51 同上書、014頁；「礫岩政体と普遍君主：覚書」32頁。国旗国歌法の審議の際には尊重義務を課しないと説明しながら、その後教育現場には問答無用で事実上の尊重義務を課し、今や党の改憲案の中にその尊重義務を書き込もうとさえしている自民党の政策を考えた際に、何の学問的正当化にもならないような文脈であえてこの説明を入れる意図を疑う。

52 この場合でも、たいてい自分たちの「国益」だけは自明視され、自国の正当化と他国の罵倒はきれいごと扱いされないことが多い。また、マルクス主義は「きれいごと」の意味でも「暴力的」という意味でも、「国家軽視」の意味でも「国家偏重」の意味でも非難されるため、「マルクス主義」批判者におけるマルクス主義理解の政治性には十分な留意が必要である。

### 第三節 近世神聖ローマ帝国における連邦制的構造

以上を踏まえた場合、近世の神聖ローマ帝国に複合国家論の視角を導入した研究が見いだせるであろうか。

まず第一に、帝国改造に関する研究が挙げられる<sup>53</sup>。15世紀末から16世紀前半にかけて、帝国議会やその委員会の整備、二つの帝国裁判所（帝国宮内法院・帝国最高法院）と帝国統治院の設置、帝国クライス制度の創設が試みられ、近世の神聖ローマ帝国は領邦国家の自立化傾向にもかかわらず、法共同体として生き残ることになる。とりわけ帝国クライスは、16世紀半ばには帝国の領域に十個設置され、政治的代表制（改革立法のための領邦間調整機構）、軍事組織（軍事的分担の調整と相互防衛のための機構）、財政管理（貨幣制度の監督など）等の面で公共秩序の維持を帝国から委ねられるまでに至っている。当該クライスがその任を果たせない場合には、隣接クライスがそれを支援することになっていた。こうした帝国諸制度のうち、帝国統治院は挫折し、帝国クライスも一部地域で設置されなかったが、法共同体としての帝国のまとまりは近世を通じて維持された。

第二に、帝国内外に領土を持つ君主国の研究が挙げられる。中澤達哉は16世紀に軍事的に分断されたハンガリーで出された3つの理論から、政治的国民（ナティオ）の範囲や集塊の範囲をめぐる対立（旧ハンガリー王国全体＝聖なる王冠の範囲；ハプスブルクないしはオスマン朝を国王として選出するハプスブルク・ハンガリーとトランシルヴァニア侯国の当座の分離を前提とした2つのパトリア；神聖ローマ皇帝の強いインペリウムによるハプスブルク・ハンガリーの集塊）などを検出し、礫岩国家の可塑性の証としている<sup>54</sup>。また、加来奈奈も、境界の変動に伴うネーデルラント貴族の主従関係の選択や、両国の紛争の調停者としての役割を検出し、複合的アイデンティティの果たした役割について裏付けている<sup>55</sup>。入江幸二はスウェーデンがポメルン領有により、神聖ローマ帝国の政治に巻き込まれる反面、帝国の保護を期待できたことを指摘してい

53 ピーター・H. ウィルソン（山本文彦訳）『神聖ローマ帝国 1495-1806』（岩波書店、2005年）、渋谷聡『近世ドイツ帝国国制史研究——等族制集會と帝国クライス』（ミネルヴァ書房、2000年）、山本文彦『近世ドイツ国制史研究——皇帝・帝国クライス・諸侯』（北海道大学図書刊行会、1995年）、渋谷聡『近世ドイツ帝国の等族制集會』（『西洋史学』第172号、1993年、51～64頁）は、ウィーン宮廷と貴族とのレーエン関係や庇護・保護・勤務関係を通じた統合（政治システム）や、「連結環」としてのさまざまなレベルの等族制集會にまで目配りした研究を紹介している。同『近世神聖ローマ帝国をめぐる研究動向——近年のドイツにおける「国家・国民」意識によせて——』（『史林』第89巻第1号、2006年1月、109～136頁）も参照。

54 中澤達哉「ハプスブルク君主政の礫岩のような編成と集塊の理論——非常事態へのハンガリー王国の対応」（前掲『礫岩のようなヨーロッパ』第4章、118～135頁）。

55 加来奈奈「ブルゴーニュ・ハプスブルク期のネーデルラント貴族——フランスとの境界をめぐる問題とハプスブルクの平和条約での役割——」（藤井美男編、ブルゴーニュ公国史研究会著『ブルゴーニュ国家の形成と変容——権力・制度・文化——』九州大学出版会、2016年、第4章、107～144頁）。

る<sup>56</sup>。伊藤宏二も「帝国レーエン」の獲得は、スウェーデンにとっては外交上の勝利とその選択肢を広げることを意味したが、内政面で自己の要求に歯止めをかける側面をも有していた」とまとめている<sup>57</sup>。

第三に、領邦高権の形成過程に関する研究が挙げられる。神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』<sup>58</sup>は法制史の観点から、諸高権の束として「主権類似権力」＝領邦君主高権が形成されてくる過程を跡付けている。その際に彼は閉鎖領邦、非閉鎖領邦という類型の区別も行っており、とりわけ後者は複合国家論を考える際に有益である。

第四に、等族連合に関する研究が挙げられる。ハンザ同盟のような都市同盟に関する研究のほかに、皆川卓は、連邦制や国家連合に関する研究史をまとめた上で、帝国クライスの先例ともみなし得る地域的相互防衛同盟の一つシュヴァーベン同盟を扱っている<sup>59</sup>。

以上のような研究動向のうち、16～17世紀ニーダーラインの複合国家を扱う本稿において関係しそうなテーマは、帝国改造や領邦高権に関する研究である。次章以下では、とりわけ後者に関する研究に重点を置いて、領邦君主による諸邦の集塊、統治制度の整備、各地域エリートの複合的アイデンティティと君主との交渉の在り方、結合の紐帯・切られるネットワークと君主国の可塑性について論じたい。

56 入江幸二「ドイツへの鍵——スウェーデン領ポメルンにみる「礫岩のような国家」の様相——」(『富山大学人文学部紀要』第68号、2018年、45～58頁)。スウェーデン王は三十年戦争から大北方戦争まで、プレーメン・フェルデン・ポメルン公にしてリュウゲン侯かつヴィスマル領主として、またその後もウィーン体制まで、西ポメルンやヴィスマル等の領主として、帝国等族であった。

57 伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国——ドイツ帝国諸侯としてのスウェーデン——』(九州大学出版会、2005年)、168～169頁。

58 神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』(創文社、1994年)。領邦権力そのものが当時の公法学者によって主権国家と見なされることはなかった。ミヒャエル・シュトライス編(佐々木有司・柳原正治訳)『一七・一八世紀の国家思想家たち——帝国公(国)法論・政治学・自然法論』(木鐸社、2000年)も参照。なお、川口博『身分制国家とネーデルランドの反乱』(彩流社、1995年)は、ネーデルランドという地域がまとまる必然性の無さを正面から扱っており、むしろ現在でこそ再評価されるべき本である。

59 皆川卓『等族制国家から国家連合へ——近世ドイツ国家の設計図「シュヴァーベン同盟」——』(創文社、2005年)。